

市民税・県民税 申告の手引き

申告書に記入する場合、事業所得（営業・農業）や不動産所得、源泉徴収票が無い給与所得等がある方は必ずこの手引きを参考に裏面の収支内訳を事前に記入し（**市役所へ申告書作成を依頼する場合も収支内訳を記入していない場合は、ご自身で記入していただくからの受付となります**）、その後表面に記入してください。

また、税制改正等により前年と記載方法が異なる場合がありますので、必ずこの手引きをご確認ください。

※この手引きで使用している「令和7年分」とは、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

◆ 申告書作成時の注意点等

各種控除の判定時期について

各種控除の該当判定（配偶者・同居老親等・障害者・同居特障・ひとり親・寡婦・学生など）は原則として年末時点（令和7年12月31日）で行い、年齢要件については1月1日が誕生日の人は翌年の誕生日（令和8年1月1日）を迎えた後の年齢で判定を行います。

また、年の途中で死亡した扶養親族については亡くなった年の所得を申告する際の控除（扶養・障害者控除など）の対象とすることができ、その際の判定（同居・障害など）は死亡日時点で行います。

合計所得金額の計算方法について

パートやアルバイト等の給与収入や公的年金等の収入がある場合は収入金額を合計した後に右記の速算表で、それ以外の所得がある場合は【収入－経費＝所得（一時・総合譲渡所得は計算方法が異なります）】で所得金額を計算し、それぞれの金額を合算してください。

また、損失繰越控除や分離譲渡所得の特別控除の適用を受けている場合は、控除前の金額を合算してください。

総所得金額等の計算方法について

上記の合計所得金額から損失繰越控除のみを控除した金額。

◆ 申告書作成の手順

収支内訳の作成

事業（営業・農業）所得、不動産所得がある方は、最初に申告書の裏面の収支内訳を作成してください。申告書の記載方法がわからずに市役所で申告書作成を依頼する場合でも、収支内訳を作成していない場合はご自身で作成していただくからの受付となります。

なお、減価償却資産について前年以前に市役所で申告している方については、減価償却費の欄は記入しなくてもかまいません（それにより金額が確定しない項目についても同様）。

所得の記入

所得金額については、すべて記入してください（少額分は申告不要等の規定はありません）。また、給与所得・公的年金等の収入がある方は申告時に源泉徴収票を必ず持参してください。

所得控除の記入

配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除その他の所得控除で、該当するものがあれば記入してください。

また、控除の対象となる保険料等の支払額のうち南国市への支払分（国保・後期・介護）以外については、領収書又は証明書等が必要です。申告時に必ず持参してください。

◆ 令和7年分 給与所得額速算表

給与収入金額	給与所得金額
0 ～ 650,999 円	0 円
651,000 ～ 1,899,999 円	給与収入金額 - 650,000 円
1,900,000 ～ 3,599,999 円	{収入金額÷4（千円未満切捨て）}×4×0.7－80,000
3,600,000 ～ 6,599,999 円	{収入金額÷4（千円未満切捨て）}×4×0.8－440,000
6,600,000 ～ 8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000

◆ 令和7年分 公的年金等所得額速算表

昭和36年1月1日以前に生まれた人				昭和36年1月2日以降に生まれた人			
公的年金等収入金額（A）	公的年金等雑所得金額（円）			公的年金等収入金額（A）	公的年金等雑所得金額（円）		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得				公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得		
	1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超		1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超
～3,300,000	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000	～1,300,000	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
3,300,001～4,100,000	0.75A - 275,000	0.75A - 175,000	0.75A - 75,000	1,300,001～4,100,000	0.75A - 275,000	0.75A - 175,000	0.75A - 75,000
4,100,001～7,700,000	0.85A - 685,000	0.85A - 585,000	0.85A - 485,000	4,100,001～7,700,000	0.85A - 685,000	0.85A - 585,000	0.85A - 485,000
7,700,001～10,000,000	0.95A - 1,455,000	0.95A - 1,355,000	0.95A - 1,255,000	7,700,001～10,000,000	0.95A - 1,455,000	0.95A - 1,355,000	0.95A - 1,255,000
10,000,001～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000	10,000,001～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

◆ 所得金額調整控除

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除	対象	給与等の収入金額が850万円を超える場合で次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合、給与所得から所得金額調整控除を差し引く (1)本人が特別障害者に該当する (2)23歳未満の扶養親族を有する (3)特別障害者である同一生計配偶者を有する (4)特別障害者である扶養親族を有する (給与等の収入金額※ - 850万円) × 10% ※給与収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とする
給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除	対象	給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計が10万円を超える者は以下の金額を給与所得から差し引く
	控除額	(給与所得※ + 公的年金等雑所得※) - 10万円 ※給与・公的年金等雑所得それぞれ10万円を超える場合は10万円

◆ 所得控除

社会保険料控除	対象	健康保険（国保・後期・組合保険など）・介護保険・国民年金などの保険料																			
	控除額	支払金額の全額																			
小規模企業共済等掛金控除	対象	小規模企業共済法の規定により（独）中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約（旧第2種共済契約は除く）の掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金・個人型年金の加入者掛金並びに地方公共団体が条例の規定により実施する一定の心身障害者扶養共済制度に基づいて支払った掛金。																			
	控除額	支払金額の全額																			
生命保険料控除	対象	一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 保険の種類ごとに、下表（1）と（2）に基づき算出した控除額の合計額が生命保険料控除額となります（合計控除上限額 70,000円）。 （1）平成23年12月31日以前に締結した保険契約など（旧契約）に係る生命保険料控除 一般の生命保険、個人年金保険のそれぞれについて、右記の計算方法により算出した金額（1円未満の端数は切り上げ、控除上限額は35,000円） （2）平成24年1月1日以後に締結した保険契約など（新契約）に係る生命保険料控除 一般の生命保険、個人年金保険、介護医療保険のそれぞれについて、右記の計算方法により算出した金額（1円未満の端数は切り上げ、控除上限額は28,000円） ※旧契約と新契約の両方がある場合は、保険の種類ごとにそれぞれ（1）と（2）より算出した旧契約分と新契約分を合計（控除上限額 28,000円）します。ただし、旧契約分のみで算出した控除額が28,000円を超える場合は、旧契約分のみを適用します（控除上限額 35,000円）																			
	控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 ～ 15,000 円</td> <td>支払額が控除額</td> </tr> <tr> <td>15,001 ～ 40,000 円</td> <td>支払額 ÷ 2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001 ～ 70,000 円</td> <td>支払額 ÷ 4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 ～ 12,000 円</td> <td>支払額が控除額</td> </tr> <tr> <td>12,001 ～ 32,000 円</td> <td>支払額 ÷ 2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001 ～ 56,000 円</td> <td>支払額 ÷ 4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払額	控除額	0 ～ 15,000 円	支払額が控除額	15,001 ～ 40,000 円	支払額 ÷ 2 + 7,500円	40,001 ～ 70,000 円	支払額 ÷ 4 + 17,500円	70,001円以上	35,000円	支払額	控除額	0 ～ 12,000 円	支払額が控除額	12,001 ～ 32,000 円	支払額 ÷ 2 + 6,000円	32,001 ～ 56,000 円	支払額 ÷ 4 + 14,000円	56,001円以上
支払額	控除額																				
0 ～ 15,000 円	支払額が控除額																				
15,001 ～ 40,000 円	支払額 ÷ 2 + 7,500円																				
40,001 ～ 70,000 円	支払額 ÷ 4 + 17,500円																				
70,001円以上	35,000円																				
支払額	控除額																				
0 ～ 12,000 円	支払額が控除額																				
12,001 ～ 32,000 円	支払額 ÷ 2 + 6,000円																				
32,001 ～ 56,000 円	支払額 ÷ 4 + 14,000円																				
56,001円以上	28,000円																				
地震保険料控除	対象	地震保険料・旧長期損害保険料(平成18年末までに締結した長期損害保険料) (1)地震保険料 → 支払額 ÷ 2 (1円未満の端数は切り上げ、25,000円が上限額) (2)旧長期損害保険料																			
	控除額	{支払額が5,000円以下 → 支払額が控除額 支払額が5,000円超 → 支払額 ÷ 2 + 2,500円 (1円未満の端数は切り上げ、10,000円が上限額) ※(1)と(2)の保険料の控除額を合計した金額(25,000円が上限額)が控除額です。																			
ひとり親控除	対象	現に婚姻をしていない者で以下の条件を全て満たす人 ①合計所得金額が500万円以下 ②生計を一にする総所得金額等が58万円以下の子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除く）を有する ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと																			
	控除額	300,000円																			

寡婦控除 (女性が対象)	対象	ひとり親に該当しない人で以下の条件を全て満たす人 ①合計所得金額が500万円以下 ②夫と死別した後に再婚していない人または、夫と離別した後に再婚していない人で、扶養親族を有する人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
	控除額	260,000円

勤労学生控除 (申告者本人)	対象	給与所得等（自己の勤労による事業所得や給与所得、雑所得など）を有する勤労学生のうち合計所得金額が85万円以下の人で、しかもその合計所得金額のうち給与所得等以外の所得（自己の勤労を必要としない不動産所得や利子所得など）が10万円以下の人。
	控除額	260,000円

障害者控除	対象	あなたや、あなたが同一生計配偶者又は扶養親族(16歳未満の扶養親族も該当)としている人で、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人、65歳以上で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など。
	控除額	該当者1人につき 260,000 円 ※特別障害者は 300,000 円 (同居の場合は 530,000 円)

あなたの前年中の合計所得金額が1000万円以下の場合に限り、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下で、次のいずれかにあてはまる人について記入してください。（太字部分が配偶者控除額で

控除区分	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下	1000万円超
一般	330,000 円	220,000 円	110,000 円	適用なし
老人（70歳以上）	380,000 円	260,000 円	130,000 円	

あなたの前年中の合計所得金額が1000万円以下の場合に限り、生計を一にする配偶者で次のいずれかにあてはまる人について記入して下さい。（太字部分が配偶者特別控除額です。）

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下	1000万円超
580,001 ～ 950,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円	適用なし
950,001 ～ 1,000,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円	
1,000,001 ～ 1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円	
1,050,001 ～ 1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円	
1,100,001 ～ 1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円	
1,150,001 ～ 1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円	
1,200,001 ～ 1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円	
1,250,001 ～ 1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円	
1,300,001 ～ 1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円	
1,330,001円以上	適用なし			

※申告書②～④欄について 同一生計配偶者…前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者

控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1000万円以下の納税義務者の配偶者

あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下で他の親族から扶養・専従者控除の対象とされていない人について記入して下さい。

控除区分	控除額	※16歳未満の扶養親族（年少扶養）は控除額がありませんが、非課税基準額の算定人数に含まれますので忘れずに記入してください。
特定扶養（19歳以上23歳未満）	450,000 円	
老人扶養（70歳以上）	380,000 円	
同居老親等（本人・配偶者の直系尊属）	450,000 円	
年少扶養（16歳未満）	※ 0 円	
その他扶養（上記以外）	330,000 円	

あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、前年中の合計所得金額が58万円から123万円まで他の親族から特定親族特別控除・専従者控除の対象とされていない人について記入して下さい。

特定親族の合計所得金額	控除額
580,001 ～ 850,000	450,000円
850,001 ～ 900,000	
900,001 ～ 950,000	
950,001 ～ 1,000,000	
1,000,001 ～ 1,050,000	
1,050,001 ～ 1,100,000	310,000円
1,100,001 ～ 1,150,000	110,000円
1,150,001 ～ 1,200,000	60,000円
1,200,001 ～ 1,230,000	30,000円

あなたに、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを特定親族特別控除といいます。

合計所得金額			
2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
430,000円	290,000円	150,000円	0円

雑損控除	対象	あなたや、前年中の総所得金額等が58万円以下の配偶者やその他の親族で生計を一にする人が、風水害・火災・盗難等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合。 (火災・盗難の場合は消防署又は警察署の証明書と損失申告書を添付してください)
	控除額	{損失額 - 保険金等の補てん金} - (所得金額の10%) 損失額のうち災害関連支出 - 5万円 } どちらか多い方の金額

医療費控除	対象	前年中にあなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費
	控除額	{支払った医療費 - 保険金等の補てん金} - 10万円 } どちらか多い方の金額 {支払った医療費 - 保険金等の補てん金} - 所得金額の5% } (控除上限額 200万円)

セルフメディケーション税制	対象	健康保持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている方が、前年中に本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために購入した特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費。※医療費控除との併用はできません。
	控除額	(対象医薬品の購入金額) - 1万2千円 (控除上限額 8万8千円)